

○岡山理科大学における証明書等の交付手数料に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山理科大学の各部署において交付する各種証明書等の交付手数料(以下「手数料」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の交付)

第2条 証明書等の交付を申請する際は、本学所定の手続きにより行うものとする。

2 証明書等を交付する際の手数料は別表のとおりとする。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、証明書等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、学長が決定する。

附 則 (令和元年12月25日決裁)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月15日決裁)

この改正細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日決裁)

この改正細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月21日決裁)

この改正細則は、令和4年9月22日から施行する。

附 則 (令和5年2月1日決裁)

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

種別	所管課	手数料			摘要
		在学生 (学内) ※1	在学生 (システム 利用時) ※2	卒業生※3 修了生※3 離籍者※4	
学位記再交付	教務課			10,000	ICチップ付き
学生証再発行	学生課	2,000			
二輪車乗入許可証 (1~2年次生)	〃	2,000			
二輪車乗入許可証 (3~6年次生)	〃	1,000			
推薦書	キャリア支援部	200			
在学証明書	教務課	300	200		
成績証明書	〃	300	200	500	
単位修得証明書	〃	300	200	500	
単位修得見込証明書	〃	300	200		
卒業見込証明書	〃	300	200		
教員免許資格取得見 込証明書	〃	300	200		
人物調査書	〃	300	200	500	
調査書	〃	300	200	500	
卒業証明書	〃			500	
学力に関する証明書	〃	300	200	500	
英文による証明書	〃	300	200	500	
その他証明書	〃	300	200	500	
健康診断証明書	健康管理課	300	200		
学費受領証明書	経理部	200			

※1 学内に設置する証明書発行機で支払う場合の手数料

※2 証明書コンビニ発行サービスを利用して支払う場合の手数料

※3 卒業又は修了時の当月に限り、手数料を在学生と同額とする。

※4 退学又は除籍になった者(「学位記再交付」「卒業証明書」は交付不可)